

京 都 大 学 広 報 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
京都大学広報委員会規程 (平成12年達示第17号) (前 略) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 広報担当の<u>理事</u>(以下「担当<u>理事</u>」という。 (2)～(6) 2～4 (略) 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。 2 委員長は担当<u>理事</u>をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。 3・4 (略) (後 略) 京都大学グローバル・エンゲージメント・オフィス規程 (令和8年達示第11号) (前 略) 第7条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。 (1) (略) (2) <u>国際交流担当の理事</u> (3) <u>国際交流担当の理事</u>が指名する理事補 (4)～(9) (略) (中 略) 第14条 イニシアティブは、次の各号に掲げる構成員で組織する。 (1) <u>国際交流担当の理事</u> (2)～(6) (略) (7) その他<u>国際交流担当の理事</u>が必要と認める者 若干名 2 前項第7号の構成員は、<u>国際交流担当の理事</u>が委嘱する。	第3条 (同 左) (1) 広報担当の<u>副学長</u>(以下「担当<u>副学長</u>」という。 (2)～(6) } (同 左) 2～4 } 第4条 (同 左) 2 委員長は担当<u>副学長</u>をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。 3・4 (同 左) 附 則 (令和8年達示96号) この規程は、令和8年10月1日から施行する。 第7条 } (同 左) (1) } (2) <u>グローバル・エンゲージメント担当の理事</u> (3) <u>グローバル・エンゲージメント担当の理事</u>が指名する理事補 (4)～(9) (同 左) 第14条 (同 左) (1) <u>グローバル・エンゲージメント担当の理事</u> (2)～(6) (同 左) (7) その他<u>グローバル・エンゲージメント担当</u>の理事が必要と認める者 若干名 2 前項第7号の構成員は、<u>グローバル・エンゲージメント担当の理事</u>が委嘱する。

改 正 前	改 正 後
3 第1項第7号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱する<u>国際交流</u>担当の理事の任期の終期を超えることはできない。 4 (略) 第15条 <u>国際交流</u>担当の理事は、イニシアティブを招集し、座長となる。 (中 略) 第18条 前3条に定めるもののほか、イニシアティブの運営に関し必要な事項は、<u>国際交流</u>担当の理事が定める。 (後 略) 京都大学情報環境機構規程 (平成17達示第13号) (前 略) 第6条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長が指名する理事 <u>(2) 最高情報セキュリティ責任者</u> <u>(3) 機構長</u> <u>(4) 副機構長</u> <u>(5) 情報部長</u> <u>(6) その他機構長が必要と認めた者</u> 若干名 2 前項<u>第6号</u>の委員は、機構長が委嘱する。 3 第1項<u>第6号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (後 略) 京都大学総合研究推進本部規程 (令和6年達示第79号)	3 第1項第7号の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委嘱する<u>グローバル・エンゲージメント</u>担当の理事の任期の終期を超えることはできない。 4 (同 左) 第15条 <u>グローバル・エンゲージメント</u>担当の理事は、イニシアティブを招集し、座長となる。 第18条 前3条に定めるもののほか、イニシアティブの運営に関し必要な事項は、<u>グローバル・エンゲージメント</u>担当の理事が定める。 附 則 (令和8年達示96号) この規程は、令和8年10月1日から施行する。 第6条 } (同 左) (1) } <u>(2) 総長が指名する副学長</u> <u>(3)</u> } <u>(4)</u> } (同 左) <u>(5)</u> } <u>(6)</u> } <u>(7) その他機構長が必要と認めた者</u> 若干名 2 前項<u>第7号</u>の委員は、機構長が委嘱する。 3 第1項<u>第7号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 附 則 (令和8年達示96号) この規程は、令和8年10月1日から施行する。

改 正 前	改 正 後
(前 略) 第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。 (1) 研究推進担当の理事 (2) <u>研究倫理、研究公正及び研究規範</u>を担当する理事 (3)～(6) (略) 2・3 (略) (後 略)	第 6 条 (1) } (同 左) (2) <u>リスク・コンプライアンス</u>を担当する理事 (3)～(6) } (同 左) 2・3 附 則 (令和 8 年達示 9 6 号) この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
京都大学図書館機構規程 (平成 1 7 達示第 1 7 号) (前 略) 第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。 (1) 総長が指名する理事 1 名 (2)～(13) (略) 2・3 (略) (中 略) 第 1 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長が指名する理事 2 名 (2) 図書館協議員 3 名 2・3 (略) (後 略)	第 6 条 (同 左) (1) 総長が指名する理事又は副学長 1 名 (2)～(13) } (同 左) 2・3 第 1 3 条 (同 左) (1) 総長が指名する理事又は副学長 2 名 (2) } (同 左) 2・3 附 則 (令和 8 年達示 9 6 号) この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程 (平成 1 5 年達示第 4 3 号) (前 略)	

改 正 前	改 正 後
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (略) (5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき<u>情報基盤</u>担当の理事（以下「担当理事」という。）が定める京都大学情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）及び京都大学情報格付け基準（以下「格付け基準」という。）その他の規程、基準及び計画をいう。 (6)～(11) (略) (後 略) 国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程 (平成25年達示第79号) (前 略) 第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) <u>研究規範</u>担当の理事 (2)～(6) (略) 2・3 (略) (後 略) 京都大学における研究インテグリティの確保に関する規程 (令和5年達示第57号) (前 略) (研究インテグリティ・マネジメント統括責任者) 第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係	(定義) 第2条 } (同 左) (1)～(4) } (5) 実施規程 情報セキュリティポリシーに基づき<u>情報</u>担当の理事（以下「担当理事」という。）が定める京都大学情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）及び京都大学情報格付け基準（以下「格付け基準」という。）その他の規程、基準及び計画をいう。 (6)～(11) (同 左) 附 則（令和8年達示96号） この規程は、令和8年10月1日から施行する。 第7条 (同 左) (1) <u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事 (2)～(6) } (同 左) 2・3 } 附 則（令和8年達示96号） この規程は、令和8年10月1日から施行する。 (研究インテグリティ・マネジメント統括責任者) 第5条 本学に、研究インテグリティの確保に係

改 正 前	改 正 後
るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、<u>研究規範</u>担当の理事をもって充てる。 （後 略） 京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する 規程 （平成２７年達示第７２号） （前 略） （総長等の責務等） 第４条 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関し、本学を統括するとともに、研究規範に定める事務を適切に行うものとする。 ２ 総長は、前項の事務を部局の長（組織規程第４７条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。）、第４７条の２の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）及び第４７条の３の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。））にあつては、<u>研究倫理</u>担当の理事（以下「担当理事」という。）。以下同じ。）に委任することができる。 （後 略） 京都大学組換えＤＮＡ実験等安全管理規程 （令和３年達示第１６号）	るマネジメント（以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。）に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、<u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事をもって充てる。 附 則（令和８年達示９６号） この規程は、令和８年１０月１日から施行する。 （総長等の責務等） 第４条 （同 左） ２ 総長は、前項の事務を部局の長（組織規程第４７条の規定により定める組織（グローバル・エンゲージメント・オフィス及び情報環境機構を除く。）、第４７条の２の規定により定める組織（プロボストオフィス及び学務部に限る。）及び第４７条の３の規定により定める組織（成長戦略本部及び環境安全保健機構を除く。））にあつては、<u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事（以下「担当理事」という。）。以下同じ。）に委任することができる。 附 則（令和８年達示９６号） この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

改 正 前	改 正 後
(前 略) (理事の責務) 第4条 <u>研究規範</u>担当の理事（以下「担当理事」という。）は、本学における組換えDNA実験に係る安全の確保に関し、総長を補佐する。 (後 略) 京都大学における動物実験の実施に関する 規程 (平成19年達示第72号) (前 略) (総長等の責務) 第3条 総長は、最終的な責任者として本学における動物実験の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管を総括管理する。 2・3 (略) 4 <u>研究規範</u>担当の理事（以下「担当理事」という。）は、第1項の業務に関し、総長を補佐する。 (後 略) 京都大学における病原体等の管理に関する 規程 (平成19年達示第78号) (前 略) (総括責任者) 第3条 本学における病原体等の所持、取扱い及び管理については、<u>研究規範</u>担当の理事（以下「担当理事」という。）が総括する。 (後 略)	(理事の責務) 第4条 <u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事（以下「担当理事」という。）は、本学における組換えDNA実験に係る安全の確保に関し、総長を補佐する。 附 則（令和8年達示96号） この規程は、令和8年10月1日から施行する。 (総長等の責務) 第3条 } 2・3 } (同 左) 4 <u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事（以下「担当理事」という。）は、第1項の業務に関し、総長を補佐する。 附 則（令和8年達示96号） この規程は、令和8年10月1日から施行する。 (総括責任者) 第3条 本学における病原体等の所持、取扱い及び管理については、<u>リスク・コンプライアンス</u>担当の理事（以下「担当理事」という。）が総括する。

改 正 前	改 正 後
京都大学における家畜伝染病の発生の予防 に関する規程 (平成 2 5 年達示第 4 6 号) (前 略) (雑則) 第 2 1 条 この規程に定めるもののほか、監視伝 染病病原体の管理に関し必要な事項は、<u>研究規 範</u>担当の理事が定める。	附 則 (令和 8 年達示 9 6 号) この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。 (雑則) 第 2 1 条 この規程に定めるもののほか、監視伝 染病病原体の管理に関し必要な事項は、<u>リス ク・コンプライアンス</u>担当の理事が定める。 附 則 (令和 8 年達示 9 6 号) この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。